

CDS取引におけるコンプレッション制度の導入に係る制度要綱

2015年4月7日

株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

当社は、債務負担済みのCDS取引（以下「清算約定」という。）を一括して削減する手段を提供することを目的として、CDS取引に係るコンプレッション制度を導入する。

II. 概要

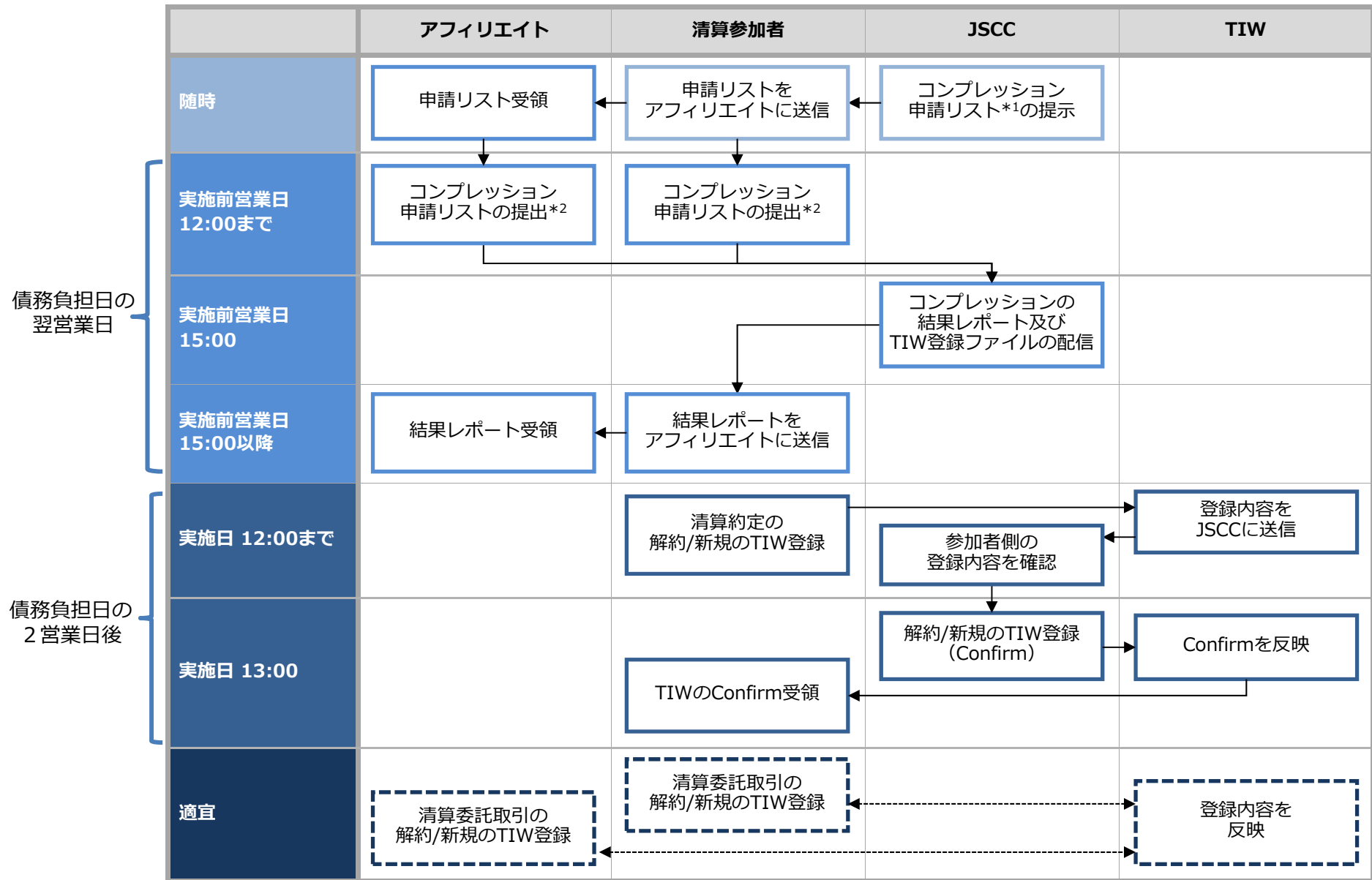
項目	内容	備考
1. コンプレッション対象取引の要件	<p>・清算約定のうち原取引の両当事者からコンプレッションの申込みがなされたものについて、以下のマッチング条件がすべて同一の場合に、同一の当事者を売り手とする清算約定及び買い手とする清算約定（以下「コンプレッション対象取引」という。）を合わせて解約する。</p> <ul style="list-style-type: none">✓ シリーズ（インデックスCDS取引の場合に限る。）✓ 参照組織（シングルネームCDS取引の場合に限る。）✓ 固定金利✓ 予定終了日✓ 原取引の両当事者	<ul style="list-style-type: none">・清算約定（委託分）に係るコンプレッションの申込みは、清算委託者が行う。・コンプレッションの申込みが可能な銘柄は、当社がその都度決定し、あらかじめ通知する。・具体的な処理フローについては、別紙参照。
2. コンプレッションに伴う新規債務負担	<p>・コンプレッション対象取引のうちマッチング条件がすべて同一の清算約定に係るポジションが売超（買超）となる場合には、その売超額（買超額）に相当する想定元本を有する取引を新たに債務負担することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・新たに債務負担するCDS取引の内容のうち、マッチング条件に関する事項は、コンプレッション対象取引の内容を引き継ぐものとする。

項目	内容	備考
3. コンプレッションの実施日	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプレッションの実施日は、当社がその都度決定し、あらかじめ通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプレッションの実施日は、原則として債務負担日の2営業日後とする。 ・コンプレッションの実施頻度は月1回程度を目安に、ニーズ等を踏まえてその都度増減させる。
4. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年6月を目途とする。(金融庁長官の認可を前提とする。) 	

以上

コンプレッションの処理フロー

別紙



*1 申請リストは、債務負担日（コンプレッション実施日の直前の債務負担日の場合は、その前営業日）に、債務負担予定取引等を反映して更新する。

*2 前回提出した内容から修正する場合のみ必須。